

四日市市告示第154号

四日市市広告掲載要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市広告掲載要綱の一部を改正する要綱

四日市市広告掲載要綱（平成21年四日市市告示第382号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査機関)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 審査会の委員は、政策推進課長、<u>公会計・行財政改革推進室長</u>、総務課長、広報広聴課長及び管財課長をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 委員長には<u>公会計・行財政改革推進室長</u>を、副委員長には管財課長をもって充てる。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(審査機関)</p> <p>第5条</p> <p>2 審査会の委員は、政策推進課長、<u>財政経営課長</u>、総務課長、広報広聴課長及び管財課長をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 委員長には<u>財政経営課長</u>を、副委員長には管財課長をもって充てる。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>
<p>(庶務)</p> <p>第8条 審査会の庶務は、<u>財政経営部財政経営課公会計・行財政改革推進室</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 審査会の庶務は、<u>財政経営部財政経営課</u>において処理する。</p>

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、公会計・行財政改革推進室長が定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、財政経営課長が定める。

別記様式を次のように改める。

【改定後】

(別記様式)

広告審査委員会開催依頼書

( 部 課)

1 広告媒体

広告掲載を行う 財産の種類	・広報印刷物 ( ) ・WEBページ ( ) ・その他 ( )
広告の規格	縦 ( ) 横 ( )
掲載位置	
募集方法	公募 その他 ( )
掲載期間	から まで
予定収入	
備考	

2 広告の内容

審査件数	件
広告内容の概要	

上記案件について、審査していただくよう依頼します。

平成 年 月 日

四日市市広告審査委員会

委員長 ( 公会計・行財政改革推進室長 ) 様

印

年 月 日

様

四日市市広告審査委員会

委員長 ( 公会計・行財政改革推進室長 )

上記案件は、 年 月 日開催された審査委員会において下記のとおり審査されたので通知します。

記

--

( 財政経営部 財政経営課 公会計・行財政改革推進室 )

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(財政経営部財政経営課)